

8 資 料

- (1) 税率等一覧(令和2年度)
- (2) 最近の主な税制改正一覧

(1) 税率等一覧 (令和2年度)

税 目	課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率																															
市民税	個人 ○市内に住所を有する個人 (均等割・所得割) ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割)	○均等割 3,500円 ○所得割 課税標準額の6% (総合課税分)																															
	法人 ○市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割・法人税割) ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの (均等割) ○法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの (法人税割) (注1) 次に掲げる法人 ・公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・人格のない社団等 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	○均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>5万円 (注1)</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> ○法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれかに該当するもの ・資本金1億円超 ・法人税額400万円超 ・保険業法に規定する相互会社</td> <td>※1 14.7% ※2 12.1% ※3 8.4%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>※1 12.3% ※2 9.7% ※3 6.0%</td> </tr> </tbody> </table> ※1 平成26年9月30日までに開始された事業年度分の税率 ※2 平成26年10月1日から令和元年9月30日の間に開始された事業年度分の税率 ※3 令和元年10月1日以降に開始された事業年度分の税率	資本金等の額	従業者数	税 率	1千万円以下	50人以下	5万円 (注1)	50人超	12万円	1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円	50人超	15万円	1億円超 10億円以下	50人以下	16万円	50人超	40万円	10億円超	50人以下	41万円	10億円超 50億円以下	50人超	175万円	50億円超	300万円	条 件	税 率	次のいずれかに該当するもの ・資本金1億円超 ・法人税額400万円超 ・保険業法に規定する相互会社	※1 14.7% ※2 12.1% ※3 8.4%	上記以外
資本金等の額	従業者数	税 率																															
1千万円以下	50人以下	5万円 (注1)																															
	50人超	12万円																															
1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円																															
	50人超	15万円																															
1億円超 10億円以下	50人以下	16万円																															
	50人超	40万円																															
10億円超	50人以下	41万円																															
10億円超 50億円以下	50人超	175万円																															
	50億円超	300万円																															
条 件	税 率																																
次のいずれかに該当するもの ・資本金1億円超 ・法人税額400万円超 ・保険業法に規定する相互会社	※1 14.7% ※2 12.1% ※3 8.4%																																
上記以外	※1 12.3% ※2 9.7% ※3 6.0%																																
固定資産税	○土地・家屋・償却資産の所有者	○課税標準額の1.4% ※課税対象外 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																															
都市計画税	○市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	○課税標準額の0.3% ※課税対象外 固定資産税と同じ																															
特別土地保有税	○土地の保有者又は取得者 ※平成15年度以後の新規課税停止	○保有分 土地の取得価格の1.4% (固定資産税相当額を控除) ※課税対象外 5,000㎡未満 ○取得分 土地の取得価格の3% (不動産取得税相当額を控除) ※課税対象外 5,000㎡未満																															
国有資産等所在市町村交付金	○国又は地方公共団体が所有する固定資産で貸付資産等	○算定標準額の1.4%																															

(1) 税率等一覧 (令和2年度) (つづき)

税 目		課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率																																															
市 た ば こ 税		○売渡し等に係る製造たばこの卸売販売業者等	<p>○令和2年9月30日以前</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>たばこの区分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>5,692円/千本</td> </tr> <tr> <td>上記以外の製造たばこ</td> <td>5,692円/千本</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和2年10月1日以後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>たばこの区分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>6,122円/千本</td> </tr> <tr> <td>上記以外の製造たばこ</td> <td>6,122円/千本</td> </tr> </tbody> </table>				たばこの区分	税 率	旧3級品の紙巻たばこ	5,692円/千本	上記以外の製造たばこ	5,692円/千本	たばこの区分	税 率	旧3級品の紙巻たばこ	6,122円/千本	上記以外の製造たばこ	6,122円/千本																																
たばこの区分	税 率																																																	
旧3級品の紙巻たばこ	5,692円/千本																																																	
上記以外の製造たばこ	5,692円/千本																																																	
たばこの区分	税 率																																																	
旧3級品の紙巻たばこ	6,122円/千本																																																	
上記以外の製造たばこ	6,122円/千本																																																	
軽自動車税	環境性能割	○三輪以上の軽自動車の取得者	<p>販売価格に相当する額×下記税率</p> <p>※中古車の購入の場合は、販売価格に相当する額に総務大臣が定める割合を乗じて得た額に税率をかけるものとする。</p> <p>※下記税率は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置を反映した税率です。</p> <p>○乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">排出ガス性能</th> <th rowspan="2">燃費性能</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車</td> <td rowspan="3">H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成</td> <td rowspan="3">2020年度燃費基準+20%達成 2020年度燃費基準+10%達成 2020年度燃費基準達成</td> <td rowspan="3">非課税</td> <td rowspan="3">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車</td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼル車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td rowspan="2">H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る</td> <td>2015年度燃費基準+10%達成</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○軽量車 (2.5t以下のバス・トラック等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">排出ガス性能</th> <th rowspan="2">燃費性能</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車</td> <td rowspan="3">H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成</td> <td rowspan="3">2015年度燃費基準+20%達成 2015年度燃費基準+15%達成 2015年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="3">非課税</td> <td rowspan="3">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車・ハイブリッド車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td rowspan="2">H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る</td> <td>2015年度燃費基準+10%達成</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>				区分	排出ガス性能	燃費性能	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車	H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成	2020年度燃費基準+20%達成 2020年度燃費基準+10%達成 2020年度燃費基準達成	非課税	非課税	天然ガス車	クリーンディーゼル車	ガソリン車・ハイブリッド車	H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る	2015年度燃費基準+10%達成	1.0%	1.0%	上記以外の車	1.0%	2.0%	区分	排出ガス性能	燃費性能	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車	H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成	2015年度燃費基準+20%達成 2015年度燃費基準+15%達成 2015年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税	天然ガス車	ガソリン車・ハイブリッド車	ガソリン車・ハイブリッド車	H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る	2015年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%	上記以外の車	2.0%	2.0%
区分	排出ガス性能	燃費性能	税率																																															
			自家用	営業用																																														
電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車	H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成	2020年度燃費基準+20%達成 2020年度燃費基準+10%達成 2020年度燃費基準達成	非課税	非課税																																														
天然ガス車																																																		
クリーンディーゼル車																																																		
ガソリン車・ハイブリッド車	H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る	2015年度燃費基準+10%達成	1.0%	1.0%																																														
		上記以外の車	1.0%	2.0%																																														
区分	排出ガス性能	燃費性能	税率																																															
			自家用	営業用																																														
電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車	H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成	2015年度燃費基準+20%達成 2015年度燃費基準+15%達成 2015年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税																																														
天然ガス車																																																		
ガソリン車・ハイブリッド車																																																		
ガソリン車・ハイブリッド車	H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る	2015年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%																																														
		上記以外の車	2.0%	2.0%																																														

税 目		課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率											
軽 自 動 車 税	種 別 割	○原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者	区分		税率									
			自転車	原動機付	50cc以下		2,000円							
					50cc超90cc以下		2,000円							
					90cc超125cc以下		2,400円							
					ミニカー		3,700円							
			軽二輪車		3,600円									
			軽三輪車				旧税率	3,100円						
							重課税率	4,600円						
							新税率	3,900円						
							電気自動車	1,000円						
							グリーン化特例①	2,000円						
							グリーン化特例②	3,000円						
							軽四輪車	乗用			旧税率	7,200円		
												重課税率	12,900円	
												新税率	10,800円	
											電気自動車	2,700円		
			グリーン化特例①	5,400円										
			グリーン化特例②	8,100円										
			営業用					旧税率	5,500円					
								重課税率	8,200円					
								新税率	6,900円					
								電気自動車	1,800円					
								グリーン化特例①	3,500円					
								グリーン化特例②	5,200円					
			貨物用	旧税率				4,000円						
								重課税率	6,000円					
								新税率	5,000円					
電気自動車	1,300円													
グリーン化特例①	2,500円													
グリーン化特例②	3,800円													
営業用						旧税率	3,000円							
						重課税率	4,500円							
						新税率	3,800円							
						電気自動車	1,000円							
						グリーン化特例①	1,900円							
						グリーン化特例②	2,900円							
農耕用					2,400円									
特殊作業用					5,900円									
二輪の小型自動車					6,000円									

(1) 税率等一覧 (令和2年度) (つづき)

税 目	課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率												
事 業 所 税	○事業所等において事業を行う法人 又は個人	○資産割 事業所床面積 1㎡あたり 600円 ※免税点 事業所床面積 1,000㎡以下 ○従業者割 従業者給与総額の 0.25% ※免税点 従業者数 100人以下												
入 湯 税	○鉱泉浴場において入湯する入湯客 ※課税免除の規定により現在課税 施設なし	○1人1日 150円												
国民健康保険税	○世帯主	○医療給付費分 ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×7.2% ②資産割 当該年度分の固定資産税額×15% (土地及び家屋) ③均等割 被保険者1人につき 14,300円 ④平等割 1世帯につき 16,000円 ①～④の合計額 ※61万円超の場合は 61万円 ○後期高齢者支援金等分 ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×2.6% ②均等割 被保険者1人につき 11,000円 ①・②の合計額 ※19万円超の場合は 19万円 ○介護納付金分 ※40歳以上 65歳未満の被保険者のみ ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×1.5% ②均等割 該当被保険者1人につき 11,000円 ①・②の合計額 ※16万円超の場合は 16万円												
延 滞 金 (全 税 目)	○各税目の課税対象者	○全税目 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本則</th> <th colspan="2">特例(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限の翌日 から1カ月以 内</td> <td>7.3%</td> <td>特例基準割合 (※2)+1.0%</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>1カ月経過後 から納付日ま で</td> <td>14.6%</td> <td>特例基準割合 +7.3%</td> <td>8.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 利率は、当分の間、特例を適用するものとされている。 ※2 当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に 1.0%を加算した割合。 ※3 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金から適用。</p>		本則	特例(※1)		納期限の翌日 から1カ月以 内	7.3%	特例基準割合 (※2)+1.0%	2.6%	1カ月経過後 から納付日ま で	14.6%	特例基準割合 +7.3%	8.9%
	本則	特例(※1)												
納期限の翌日 から1カ月以 内	7.3%	特例基準割合 (※2)+1.0%	2.6%											
1カ月経過後 から納付日ま で	14.6%	特例基準割合 +7.3%	8.9%											

(2) 最近の主な税制改正一覧

【平成27年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税・法人市民税・軽自動車税・事業所税・固定資産税・特別土地保有税	減免の申請期限の変更	市民税等の減免申請の期限 納期限前7日→納期限	平成27年度から	26

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【平成27年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																												
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充	平成26年から平成29年までに住居に入居した者で所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除額を個人住民税の所得割から控除する。 (平成26年1月～3月…最高9.75万円、平成26年4月～平成29年12月…最高13.65万円)	平成27年度分から	25																																																												
法人市民税	税率の改正	法人市民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、 ①資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額(無償減資額)を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額(無償増資額)を加算する措置を講ずる。 ②資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずる。	平成27年4月1日以後に開始する事業年度から	26																																																												
軽自動車税	税率の改正	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">二 輪</td> <td rowspan="4">原 付</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超～90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超～125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪(125cc超～250cc以下)等</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪(250cc超)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小型特殊</td> <td rowspan="3">農耕用</td> <td>200cc以下</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="3">2,400円</td> </tr> <tr> <td>200cc超400cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>400cc超</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の小型特殊</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		税 率		旧	新	四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円	営 業 用	5,500円	6,900円	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円	営 業 用	3,000円	3,800円	三 輪		3,100円	3,900円	二 輪	原 付	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	軽二輪(125cc超～250cc以下)等		2,400円	3,600円	小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円	小型特殊	農耕用	200cc以下	1,000円	2,400円	200cc超400cc以下	1,200円	400cc超	1,800円	その他の小型特殊		4,700円	5,900円	平成27年度分から(三輪車以上については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用。) ※二輪、小型特殊に係る税率について、適用開始を1年間延期し、平成28年度分以後の年度分について適用することとする。(平成27年度税制改正。)	26
区 分		税 率																																																														
		旧	新																																																													
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円																																																												
		営 業 用	5,500円	6,900円																																																												
	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円																																																												
		営 業 用	3,000円	3,800円																																																												
三 輪		3,100円	3,900円																																																													
二 輪	原 付	50cc以下	1,000円	2,000円																																																												
		50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円																																																												
		90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円																																																												
		ミニカー	2,500円	3,700円																																																												
	軽二輪(125cc超～250cc以下)等		2,400円	3,600円																																																												
	小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円																																																												
小型特殊	農耕用	200cc以下	1,000円	2,400円																																																												
		200cc超400cc以下	1,200円																																																													
		400cc超	1,800円																																																													
	その他の小型特殊		4,700円	5,900円																																																												

【平成27年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	<p>◆医療給付費分</p> <p>所得割税率 6.5% → 7.2% (0.7%増)</p> <p>資産割税率 30% → 27% (3%減)</p> <p>均等割額 9,000円 → 10,500円 (1500円増)</p> <p>平等割額 17,000円 → 16,000円 (1000円減)</p> <p>賦課限度額 50万円 → 51万円 (1万円増)</p> <p>◆後期高齢者支援均等分</p> <p>賦課限度額 12万円 → 16万円 (4万円増)</p> <p>◆介護納付金分</p> <p>賦課限度額 9万円 → 14万円 (5万円増)</p>	平成27年度分 から	26
	子育て世帯への経済的な負担の緩和策	<p>平成27年度からの税率改正に伴い、子育て世帯などへの緩和措置を図るため、医療給付費分の均等割額を減額する。</p> <p>◆対象被保険者 平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた被保険者</p> <p>◆軽減額 対象被保険者1人あたりの医療給付費分均等割額の改正前と改正後の差額</p>	平成27年度分 のみ	26
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>軽減判定所得金額をあげることにより、軽減対象世帯の拡大を目指す。</p> <p>◆5割軽減判定所得 33万円+(24万5千円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(26万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>◆2割軽減判定所得 33万円+(45万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(47万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成27年度分 から	26

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【平成28年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																											
個人市民税	公的年金からの特別徴収制度の見直し	<p>仮特別徴収税額の計算方法を見直し、全体の特別徴収税額の平準化を図る。</p> <p>平準化を図るために、仮特別徴収税額が前年度分の公的年金等にかかる個人住民税額の2分の1に相当する額となる。</p> <p>また、公的年金からの特別徴収対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、特別徴収から普通徴収に徴収方法を変更していたが、一定の要件の下では特別徴収が継続されることとなる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">仮徴収</th> <th colspan="3">本徴収</th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>6月</th> <th>8月</th> <th>10月</th> <th>12月</th> <th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td colspan="3">前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)</td> <td colspan="3">(年税額-仮徴収額)×1/3</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td colspan="3">前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)</td> <td colspan="3">(年税額-仮徴収額)×1/3</td> </tr> </tbody> </table>		仮徴収			本徴収			4月	6月	8月	10月	12月	2月	改正前	前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)			(年税額-仮徴収額)×1/3			改正後	前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)			(年税額-仮徴収額)×1/3			平成28年10月1日以降の特別徴収分より適用。	25
		仮徴収			本徴収																										
		4月	6月	8月	10月	12月	2月																								
改正前	前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)			(年税額-仮徴収額)×1/3																											
改正後	前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)			(年税額-仮徴収額)×1/3																											
	ふるさと納税の特例控除額の上限の拡充	ふるさと納税の特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充する。	平成28年度分から(平成27年1月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																											
	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	<p>確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組みを創設。</p> <p>ふるさと納税ワンストップ特例を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われる。</p>	平成28年度分から(平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																											
たばこ税	税率の改正	<p>旧3級品(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ)の6銘柄のたばこの特例税率を廃止し、改正条例附則において、税率を段階的に通常の紙巻たばこの税率と同率に引き上げる。</p> <p>《年度ごとの税率(1,000本につき)》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税 額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>2,495円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2,925円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,355円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,000円</td> <td>645円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>5,262円</td> <td>1,262円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税 額	引上げ額	改正前	2,495円		平成28年度	2,925円	430円	平成29年度	3,355円	430円	平成30年度	4,000円	645円	平成31年度	5,262円	1,262円	平成28年度分から	27									
年度	税 額	引上げ額																													
改正前	2,495円																														
平成28年度	2,925円	430円																													
平成29年度	3,355円	430円																													
平成30年度	4,000円	645円																													
平成31年度	5,262円	1,262円																													

【平成28年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																			
軽自動車税	税率の改正	<p>最初の新規検査から14年目以降の軽四輪車等について、加算した税率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		税 率		旧	新	四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	12,900円	営 業 用	5,500円	8,200円	貨 物 用	自 家 用	4,000円	6,000円	営 業 用	3,000円	4,500円	三 輪		3,100円	4,600円	平成28年度分 から	26										
		区 分			税 率																																		
旧	新																																						
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	12,900円																																			
		営 業 用	5,500円	8,200円																																			
	貨 物 用	自 家 用	4,000円	6,000円																																			
		営 業 用	3,000円	4,500円																																			
三 輪		3,100円	4,600円																																				
		<p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)</p> <p>B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+20%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車</p> <p>C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成28年度分	26
区 分		標準税率	A	B	C																																		
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																	
		営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																	
	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																	
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																	
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		
国民健康保険税	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。</p> <p>◆5割軽減判定所得 33万円+(26万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(26.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>◆2割軽減判定所得 33万円+(47万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(48万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成28年度分 から	27																																			

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【平成29年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																			
個人市民税	金融所得課税の一体化	金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更する。	平成28年1月1日以後に支払を受けるものから	25																																			
	給与所得控除の見直し	給与収入が1,200万円を超える場合の給与所得控除額について230万円の上限を設ける。	平成29年度分から	26																																			
	上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例	特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡に係る所得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができることを明確化する。	平成29年度分から	29																																			
軽自動車税	税率の改正	<p>平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減) B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+20%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成29年度分	28
区分		標準税率	A	B	C																																		
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																	
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																	
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																	
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		
国民健康保険税	国民健康保険税賦課限度額の変更	国民健康保険税賦課限度額を引き上げた。 ○医療給付分 51万円→54万円 ○後期高齢者支援金等分 16万円→19万円 ○介護納付金分 14万円→16万円	平成29年度分から	28																																			
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。 ◆5割軽減判定所得 33万円+(26.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(27万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ◆2割軽減判定所得 33万円+(48万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 33万円+(49万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方	平成29年度分から	28																																			

【平成30年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度															
個人市民税	給与所得控除の見直し	給与収入が1,000万円を超える場合の給与所得控除額について220万円の上限を設ける。	平成30年度分から	26															
	医療費控除の特例の創設	特定健康検査の受診等をした者が医療用から転用された医薬品を購入した場合であって、当該医薬品の購入額が1万2,000円を超えるときは、1万2,000円を超えた金額について総所得金額から控除できる制度を創設。この特例を選択した場合の控除の上限額は8万8,000円で、医療費控除との併用は不可。	平成30年度分から	28															
法人市民税	控除対象所得税額等相当額の税額控除の創設	外国子会社合算税制等の適用がある場合に、外国関係会社等に対して課された所得税等について、内国法人の税額から控除する仕組みを整備した。	平成30年4月1日以後に開始する事業年度分から	29															
市たばこ税	税率の改正 (旧3級品以外)	旧3級品以外の市たばこ税について、段階的に税率を引き上げる。 《年度ごとの税率(1,000本につき)》 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税 額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>5,262円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成32.10.1～</td> <td>6,122円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成33.10.1～</td> <td>6,552円</td> <td>430円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税 額	引上げ額	改正前	5,262円		平成30.10.1～	5,692円	430円	平成32.10.1～	6,122円	430円	平成33.10.1～	6,552円	430円	平成30年10月1日分から	30
	年度	税 額	引上げ額																
改正前	5,262円																		
平成30.10.1～	5,692円	430円																	
平成32.10.1～	6,122円	430円																	
平成33.10.1～	6,552円	430円																	
税率の改正 (旧3級品)	旧3級品(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ)の6銘柄の市たばこ税について、税率の引上げ時期を見直す。(H28年度改正も参照) 《年度ごとの税率(1,000本につき)》 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税 額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30.4.1～</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成31.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>1,692円</td> </tr> <tr> <td>平成32.10.1～</td> <td>6,122円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成33.10.1～</td> <td>6,552円</td> <td>430円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税 額	引上げ額	平成30.4.1～	4,000円		平成31.10.1～	5,692円	1,692円	平成32.10.1～	6,122円	430円	平成33.10.1～	6,552円	430円	平成30年10月1日分から	30	
年度	税 額	引上げ額																	
平成30.4.1～	4,000円																		
平成31.10.1～	5,692円	1,692円																	
平成32.10.1～	6,122円	430円																	
平成33.10.1～	6,552円	430円																	

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【平成30年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																			
軽自動車税	税率の改正	<p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%以上低減)</p> <p>B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車</p> <p>C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成30年度分	29
	区 分		標準税率	A	B	C																																	
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																	
		営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																	
	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																	
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																	
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		
国民健康保険税率等の変更	<p>◆医療給付費分 資産割税率 27% → 15%(12%減) 均等割額 10,500円 → 14,300円(3,800円増)</p> <p>◆介護納付金分 所得割税率 0.97% → 1.5%(0.53%増) 均等割額 6,700円 → 11,000円(4,300円増)</p>	平成30年度分 から	29																																				
国民健康保険税	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。</p> <p>◆5割軽減判定所得 33万円+(27万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(27.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>◆2割軽減判定所得 33万円+(49万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(50万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成30年度分 から	29																																			

【令和元年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																																																																						
個人市民税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	<p>①配偶者特別控除について、控除対象となる配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満から123万円以下となる。</p> <p>②配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超える場合は控除対象外となる。</p> <p>(改正前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除区分</th> <th rowspan="2">配偶者所得</th> <th colspan="2">納税義務者所得</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額</td> <td>0～ 380,000円</td> <td>33(38)万円</td> <td>33(38)万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">配偶者特別控除</td> <td>380,001～ 399,999円</td> <td>33万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>400,000～ 449,999円</td> <td>33万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>450,000～ 499,999円</td> <td>31万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>500,000～ 549,999円</td> <td>26万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>550,000～ 599,999円</td> <td>21万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>600,000～ 649,999円</td> <td>16万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>650,000～ 699,999円</td> <td>11万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>700,000～ 749,999円</td> <td>6万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>750,000～ 759,999円</td> <td>3万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>760,000円～</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除区分</th> <th rowspan="2">配偶者所得</th> <th colspan="4">納税義務者所得</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額</td> <td>0～ 380,000円</td> <td>33(38)万円</td> <td>22(26)万円</td> <td>11(13)万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">配偶者特別控除</td> <td>380,001～ 900,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td rowspan="2">11万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>900,001～ 950,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>950,001～ 1,000,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,000,001～ 1,050,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,050,001～ 1,100,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,100,001～ 1,150,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,150,001～ 1,200,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,200,001～ 1,230,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,230,001円～</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	控除区分	配偶者所得	納税義務者所得		1,000万円以下	1,000万円超	配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	33(38)万円	配偶者特別控除	380,001～ 399,999円	33万円	—	400,000～ 449,999円	33万円	—	450,000～ 499,999円	31万円	—	500,000～ 549,999円	26万円	—	550,000～ 599,999円	21万円	—	600,000～ 649,999円	16万円	—	650,000～ 699,999円	11万円	—	700,000～ 749,999円	6万円	—	750,000～ 759,999円	3万円	—	760,000円～	—	—	控除区分	配偶者所得	納税義務者所得				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	—	配偶者特別控除	380,001～ 900,000円	33万円	22万円	11万円	—	900,001～ 950,000円	31万円	21万円	—	950,001～ 1,000,000円	26万円	18万円	9万円	—	1,000,001～ 1,050,000円	21万円	14万円	7万円	—	1,050,001～ 1,100,000円	16万円	11万円	6万円	—	1,100,001～ 1,150,000円	11万円	8万円	4万円	—	1,150,001～ 1,200,000円	6万円	4万円	2万円	—	1,200,001～ 1,230,000円	3万円	2万円	1万円	—	1,230,001円～	—	—	—	—	令和元年度から	29
		控除区分			配偶者所得	納税義務者所得																																																																																																				
1,000万円以下	1,000万円超																																																																																																									
配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	33(38)万円																																																																																																							
配偶者特別控除	380,001～ 399,999円	33万円	—																																																																																																							
	400,000～ 449,999円	33万円	—																																																																																																							
	450,000～ 499,999円	31万円	—																																																																																																							
	500,000～ 549,999円	26万円	—																																																																																																							
	550,000～ 599,999円	21万円	—																																																																																																							
	600,000～ 649,999円	16万円	—																																																																																																							
	650,000～ 699,999円	11万円	—																																																																																																							
	700,000～ 749,999円	6万円	—																																																																																																							
	750,000～ 759,999円	3万円	—																																																																																																							
	760,000円～	—	—																																																																																																							
控除区分	配偶者所得	納税義務者所得																																																																																																								
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																																																																																					
配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	—																																																																																																					
配偶者特別控除	380,001～ 900,000円	33万円	22万円	11万円	—																																																																																																					
	900,001～ 950,000円	31万円	21万円		—																																																																																																					
	950,001～ 1,000,000円	26万円	18万円	9万円	—																																																																																																					
	1,000,001～ 1,050,000円	21万円	14万円	7万円	—																																																																																																					
	1,050,001～ 1,100,000円	16万円	11万円	6万円	—																																																																																																					
	1,100,001～ 1,150,000円	11万円	8万円	4万円	—																																																																																																					
	1,150,001～ 1,200,000円	6万円	4万円	2万円	—																																																																																																					
	1,200,001～ 1,230,000円	3万円	2万円	1万円	—																																																																																																					
	1,230,001円～	—	—	—	—																																																																																																					

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【令和元年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																																	
法人 市 民 税	税率の改正	①標準税率 12.1% → 8.4% ②軽減税率(資本金1億円以下でかつ法人税額が年400万円以下の法人) 9.7% → 6.0%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から	29																																																																	
軽自動車税	環境性能割の創設	<p>令和元年10月1日以後に購入する三輪以上の軽自動車について課税される。税率は燃費性能等に応じて決定。 ※中古車の購入の際は、販売価格に相当する金額に総務大臣が定める割合を乗じて得た額に税率をかけるものとする。</p> <p>乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">排出ガス性能</th> <th rowspan="2">燃費性能</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車</td> <td rowspan="2">H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成</td> <td rowspan="2">/</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼル車</td> <td>H30規制適合又はH21規制適合</td> <td rowspan="4">/</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td rowspan="3">H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る</td> <td>2020年度燃費基準+20%達成</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+10%達成</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準達成</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の車</td> <td></td> <td>3.0%</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>軽量車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">排出ガス性能</th> <th rowspan="2">燃費性能</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車</td> <td rowspan="2">H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成</td> <td rowspan="2">/</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td rowspan="3">H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る</td> <td rowspan="3">/</td> <td>2015年度燃費基準+20%達成</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+15%達成</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%達成</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の車</td> <td></td> <td>3.0%</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○自家用の三輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、3.0%を2.0%とする。 ○営業用の三輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、3.0%を2.0%、2.0%を1.0%、1.0%を0.5%とする。</p>	区分	排出ガス性能	燃費性能	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車	H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成	/	非課税	非課税	天然ガス車	非課税	非課税	クリーンディーゼル車	H30規制適合又はH21規制適合	/	非課税	非課税	ガソリン車・ハイブリッド車	H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る	2020年度燃費基準+20%達成	1.0%	1.0%	2020年度燃費基準+10%達成	1.0%	1.0%	2020年度燃費基準達成	2.0%	2.0%	上記以外の車			3.0%	3.0%	区分	排出ガス性能	燃費性能	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車	H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成	/	非課税	非課税	天然ガス車	非課税	非課税	ガソリン車・ハイブリッド車	H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る	/	2015年度燃費基準+20%達成	1.0%	2015年度燃費基準+15%達成	1.0%	2015年度燃費基準+10%達成	2.0%	上記以外の車			3.0%	3.0%	令和元年10月1日から	29
	区分	排出ガス性能				燃費性能	税率																																																														
自家用			営業用																																																																		
電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車	H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成	/	非課税	非課税																																																																	
天然ガス車			非課税	非課税																																																																	
クリーンディーゼル車	H30規制適合又はH21規制適合	/	非課税	非課税																																																																	
ガソリン車・ハイブリッド車	H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る		2020年度燃費基準+20%達成	1.0%	1.0%																																																																
			2020年度燃費基準+10%達成	1.0%	1.0%																																																																
			2020年度燃費基準達成	2.0%	2.0%																																																																
上記以外の車			3.0%	3.0%																																																																	
区分	排出ガス性能	燃費性能	税率																																																																		
			自家用	営業用																																																																	
電気自動車、燃費電池車、プラグインハイブリッド車	H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成	/	非課税	非課税																																																																	
天然ガス車			非課税	非課税																																																																	
ガソリン車・ハイブリッド車	H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る	/	2015年度燃費基準+20%達成	1.0%																																																																	
			2015年度燃費基準+15%達成	1.0%																																																																	
			2015年度燃費基準+10%達成	2.0%																																																																	
上記以外の車			3.0%	3.0%																																																																	
	環境性能割の臨時特例税率	<p>令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に取得された自家用乗用車に対する環境性能割の適用については、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税額の計算方法</th> <th>税率</th> <th>燃費基準値達成度等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">販売価格に相当する金額</td> <td>非課税</td> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td>X 1.0%</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table>	税額の計算方法	税率	燃費基準値達成度等	販売価格に相当する金額	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	X 1.0%	上記以外	令和元年10月1日から	1																																																									
税額の計算方法	税率	燃費基準値達成度等																																																																			
販売価格に相当する金額	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車																																																																			
	X 1.0%	上記以外																																																																			

【令和元年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																		
軽自動車税	軽自動車税の名称変更	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、これまでの軽自動車税は軽自動車税種別割と名称が変更された。	令和元年10月1日から	29																																		
	種別割の税率の改正	<p>平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%以上低減)</p> <p>B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車</p> <p>C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	令和元年度分
区 分		標準税率	A	B	C																																	
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																
		営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																
	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																	
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	国民健康保険税賦課限度額を引き上げた。 ○医療給付分 54万円→58万円	令和元年度分から	30																																		
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。 ◆5割軽減判定所得 33万円+(27.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(28万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ◆2割軽減判定所得 33万円+(50万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(51万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方	令和元年度分から	30																																		
	旧被扶養者の応益割分(均等割・平等割)の減免期間を変更	応益割分(均等割・平等割)の旧被扶養者にかかる半額減免が資格取得後2年間に限定された。	令和元年度分から	30																																		

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【令和2年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度													
個人市民税	住宅借入金等特別控除の延長	令和元年10月から令和2年12月までに住宅に入居した者で、所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除を最長13年間、個人住民税の所得割から控除する。(11~13年目は、建物購入価格の2% (2/3% × 3年間) の範囲で控除)	令和2年度分から	1													
	ふるさと納税制度の見直し	<p>①ふるさと納税(ふるさと納税に係る個人住民税のうち、特例控除部分)は、総務大臣が指定した団体への寄附のみ対象とする。</p> <p>②指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附は、ふるさと納税対象から除外する。ただし、住民税の基本控除部分及び所得税での控除は引き続き対象となる。</p> <p>改定前</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自己負担 2,000円</td> <td>所得税 での控除</td> <td>住民税 基本控除分</td> <td>住民税 特例控除</td> </tr> <tr> <td>控除対象外</td> <td colspan="3">控除対象</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">← 寄附金支払額 →</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改定後</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自己負担 2,000円</td> <td>所得税 での控除</td> <td>住民税 基本控除分</td> <td>住民税 特例控除</td> </tr> <tr> <td>控除対象外</td> <td colspan="2">控除対象</td> <td>控除対象外</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">← 寄附金支払額 →</p>			自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除	控除対象外	控除対象			自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除	控除対象外
自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除														
控除対象外	控除対象																
自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除														
控除対象外	控除対象		控除対象外														
法人市民税	延滞金の割合の変更	法人市民税について納期限の延長があった場合の延滞金の割合が変更となった。 平均貸付割合 + 1% → 平均貸付割合 + 0.5%	令和3年1月1日から	2													
固定資産税	所有者不明土地等に関する申告制度創設に伴う所要の変更	全国的な所有者不明土地等への課題に対処するため、登記簿上の所有者が死亡しているにもかかわらず相続登記がなされていない場合において、相続人等の所有者に住所、氏名等、必要な事項を申告させる制度及び不申告に対する過料を創設するもの。	令和2年度から	2													
軽自動車税	環境性能割の臨時特例税率の適用期間延長	令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に取得された自家用乗用車に対する下記の環境性能割の適用について、適用期限を令和3年3月31日までに延長する。	令和2年10月1日から	2													

【令和2年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																			
軽自動車税	種別割の税率の改正	<p>平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%以上低減)</p> <p>B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車</p> <p>C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	令和2年度分	1
	区 分		標準税率	A	B	C																																	
	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																
営 業 用			6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																	
貨 物 用		自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																	
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																	
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	<p>国民健康保険税賦課限度額を引き上げた。 ○医療給付分 58万円→61万円</p>	令和2年度分から	1																																			
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。 ◆5割軽減判定所得 33万円+(28万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(28.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ◆2割軽減判定所得 33万円+(51万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(52万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	令和2年度分から	1																																			
全税目	延滞金の割合名称の変更	特例基準割合→延滞金特例基準割合	令和3年1月1日から	2																																			
	新型コロナウイルス感染症等による徴収猶予の特例に係る規定の整備	新型コロナウイルス感染症等に起因する市税の徴収猶予に関し、申請書等の補正期間を、通常の徴収猶予手続きと同様に20日とすることを明文化。	令和2年度から	2																																			

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【令和3年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																												
個人市民税	ひとり親控除の創設と寡婦(夫)控除の見直し	<p>生計を一にする子(前年総所得金額等48万円以下)を有する单身者について、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用する。上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用する。なお、ひとり親控除及び寡婦控除全体に所得制限(合計所得金額500万円以下)を設ける。</p> <p>現行</p> <table border="1"> <caption>寡婦(寡夫)控除</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">本人が女</th> <th colspan="2">本人が男</th> </tr> <tr> <th>配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>本人所得</th> </tr> <tr> <td></td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">扶養親族</td> <td>子</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>有子以外</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の数字は個人市民税に係る所得控除の額(万円)</p> <p>改正後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚のひとり親</th> <th>本人所得</th> </tr> <tr> <td></td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">扶養親族</td> <td>子</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>有子以外</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるものは対象外</p>	本人が女		本人が男		配偶関係	死別	離別	本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	扶養親族	子	30	26	30	26	有子以外	26	26	26	26	無	26	—	—	—	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	扶養親族	子	30	—	30	—	30	有子以外	26	—	26	—	—	無	26	—	—	—	—	令和3年度分 から	2
	本人が女		本人が男																																																													
	配偶関係	死別	離別	本人所得																																																												
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超																																																											
扶養親族	子	30	26	30	26																																																											
	有子以外	26	26	26	26																																																											
	無	26	—	—	—																																																											
配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得																																																												
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超																																																										
扶養親族	子	30	—	30	—	30																																																										
	有子以外	26	—	26	—	—																																																										
	無	26	—	—	—	—																																																										
低未利用土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設	低未利用土地に関し、一定の要件を満たした長期譲渡所得について100万円の特別控除を適用する。																																																															
イベント中止等に伴う払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の創設	新型コロナウイルス感染症に関する自粛要請を受けて、開催中止等となった文化芸術及びスポーツイベント(対象期間:令和2年2月1日~令和3年1月31日)について、チケットの払戻しを受けない場合に当該金額分を寄附とみなし、寄附金控除の対象とする。																																																															
住宅借入金等特別税額控除の適用要件の居住開始日の延長	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設等の遅延に対応するため、令和2年12月31日までに居住開始できなかった場合において適用要件を満たした場合、住宅借入金等特別税額控除の適用対象期間を延長する。</p> <p>＜適用要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響によって居住開始が遅れたこと ・一定期間(新築の場合は令和2年9月末、それ以外は令和2年11月末)までに新築住宅等に係る契約を行っていること ・令和3年12月末までに新築した住宅等に居住開始していること 																																																															

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【令和3年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度														
個人市民税	給与所得控除・公的年金等控除の見直し	<p>【給与所得控除の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除額を一律10万円引き下げ。 ・給与所得控除の適用上限額を195万円(収入金額850万円)に引き下げ。 <p>【公的年金等控除の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等控除額を一律10万円引き下げ。 ・公的年金控除の適用上限額を195万5千円(収入金額1,000万円超)とする。 	令和3年度分から	30														
	基礎控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除額を10万円引き上げ。 ・合計所得金額が2,400万円超の場合は、その合計所得金額に応じて控除額が遁減し、2,500万円を超える場合は基礎控除を適用しない。 <p>〈基礎控除の見直し〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">基礎控除額</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> <td rowspan="4">33万円(所得制限なし)</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>			合計所得金額	基礎控除額		改正後	改正前	2,400万円以下	43万円	33万円(所得制限なし)	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし
	合計所得金額	基礎控除額																
		改正後			改正前													
2,400万円以下	43万円	33万円(所得制限なし)																
2,400万円超2,450万円以下	29万円																	
2,450万円超2,500万円以下	15万円																	
2,500万円超	適用なし																	
調整控除の見直し	<p>合計所得金額が2,500万円を超える場合、個人住民税の所得割に対し調整控除を適用しない。</p>																	
所得金額調整控除の創設	<p>次の要件に該当する場合は、給与所得に対し所得金額調整控除を適用する。</p> <p>(1) 給与等の収入金額が850万円超で次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者に該当する ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する <p>要件(1)の所得金額調整控除額＝ (給与等収入金額(1,000万円超は1,000万円)－850万円)×10%</p> <p>(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計金額が10万円を超える場合</p> <p>要件(2)の所得金額調整控除額＝ (給与所得控除後の給与等の金額(限度10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(限度10万円))－10万円</p>																	
法人市民税	<p>大法人の電子申告の義務化</p>	<p>以下のいずれかに該当する法人は、電子申告が義務化された。</p> <p>① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</p> <p>② 相互会社、投資法人、特定目的会社</p>	令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から	30														
固定資産税	<p>新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等の税負担を軽減するため、令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税及び都市計画税を軽減する。</p> <p>固定資産税及び都市計画税の軽減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年同期比減収率(※1)</th> <th>軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以上減少</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>30%以上50%未満減少</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 前年同期比減収率は、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間と前年の同期間を比較した事業収入の減収率です。</p>	前年同期比減収率(※1)	軽減額	50%以上減少	全額	30%以上50%未満減少	2分の1	令和3年度分	2								
前年同期比減収率(※1)	軽減額																	
50%以上減少	全額																	
30%以上50%未満減少	2分の1																	